

昌子の広場 第243報 小林昌子議会報告

和泉市無所属市民派議員 小林昌子

和泉市緑ヶ丘2-13-10
自宅Tel(Fax) 0725-54-2626
事務所Tel(Fax)0725-53-4451
Email masakob@yahoo.co.jp
http://masako-hiroba.info/
ブログ
http://blog.livedoor.jp/masako_hiroba/



目次

- ・原発政策転換か P1,4
- ・オンブズ活動を振り返る②(文化財保護事業用地問題) P2-3
- ・コロナの現況、ふるさと納税制度は？ P4

原発政策転換か オンブズ活動を振り返る②(文化財保護事業用地問題)

原発政策の転換か？

■ 政府の原発政策は変わったのか
政府は原発政策を基本的に変えようとしています。

現在の原発の「40年ルール」は東京電力福島第1原発の事故を踏まえ、民主党政権下の2012年、野党だった自民党も賛成し、原子炉等規制法を改正して定めたものです。原発の運転期間は原則40年とし、電力会社の延長申請を原子力規制委員会が認めれば、1回だけ20年延長できるというものです。

この40年に科学的根拠があるかの議論はありますが、福島の前例事故を通じて、原発の稼働に厳しい制約をつけたものです。その結果原発の稼働状況は4頁に示しますが、稼働中の原発は全原発57基中10基(定期検査中の3基を除けば現実に稼働しているのは7基)に留まっています。

■ 見直しに至った経緯

政府が見直しに舵を切ったのは、ロシアのウクライナ侵攻によるエネルギー危機、想定外の円高によるエネルギー価格の高騰、温暖化の問題から石炭火力発電に多くを依存できない事情等の中で、国民の中で原子力に依存するのに一定やむを得ないとの雰囲気があるためです。

経産省は、「40年」「60年」という骨格部分は維持したうえで、再稼働に必要な原子力規制委員会の審査や、運転を差し止める司法判断などで停止している期間を運転期間に含めない方向で調整しています。



更に廃炉が決まった原発の新原発への建て替え(リプレース)を具体化させるとしています。

■ 背景に原発の規模維持へ懸念
経済産業省が、原発の運転期間の延長や建て替えの推進を検討する背景には、現在の設備と法制度のもとでは、中長期的に必要とされる発電規模を維持できるかどうか不透明だという事情があります。

去年策定された国のエネルギー基本計画では、脱炭素社会の実現に向けて、2030年時点で電源構成のうち、原子力発電の占める割合は20から22%程度を目指すとしています。

これを賄うには、おおむね30基前後の原発が必要で、このため政府は、既存の原発を実質的に60年を超えて運転できるようにすることや、廃炉になる原発を次世代原子炉に建て替えることで、原発の発電規模を維持したい考えです。

■ 専門家は「明らかに原子力回帰」

今回の行動計画の案について「明らかに『原子力回帰』と言っていい、原子力をさらに維持拡大していく2050年までは間違いなく使い続けるという宣言だ。脱炭素とウクライナ情勢を踏まえた電力危機への対応として説明されているが、長期的に見てすべて必要なことか」と説明ができていないと思う。一般の国民は原発の依存度を少しずつ縮小していくイメージを持ってきていると思うが、今回の案はそれと逆行していると思われ、なぜいま維持、拡大するのか説明が必要だ」と指摘しています。

更に問題なのは核のごみの問題です。トイレのないマンションと言われるもので、「高レベル放射性廃棄物や福島第一原発の廃炉で出る廃棄物をどうするのかなど、国レベルできちんと議論しなければいけないが、全くされていない」と話しています。

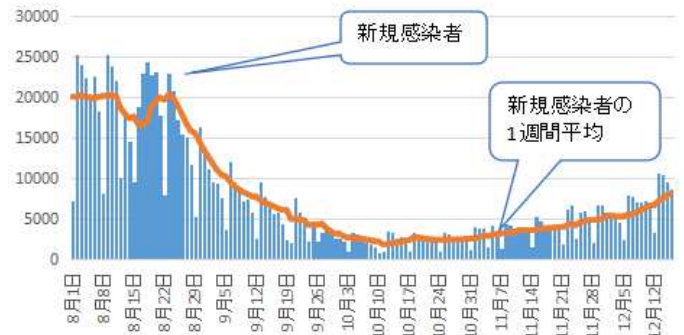
国民的議論が必要で政府案は拙速の極みです。

国内原発の現況

	号機	再稼働	新規性 基準に 合格	廃炉	停止中
北海道電力	泊 1				●
	2				●
	3				●
東北電力	東通 1				●
	女川 1		●	●	
	2				
北陸電力	志賀 1				●
	2				●
					●
東京電力	柏崎 1				●
	2				●
	3				●
	4				●
	5				●
	6		●		●
	7		●		
福島第1	1			●	
	2			●	
	3			●	
	4			●	
福島第2	5			●	
	6			●	
	1			●	
	2			●	
日本原電	敦賀 1			●	
	2			●	●
	東海第2 1			●	
	2		●		
中部電力	浜岡 1			●	
	2			●	
	3				●
	4				●
	5				●
関西電力	美浜 1			●	
	2			●	
	3	●			
	大飯 1			●	
	2			●	
	3	●			
	4	●			
	浜岡 1		●		
2		●			
中国電力	島根 1			●	
	2		●		
四国電力	伊方 1			●	
	2			●	
	3	●			
九州電力	玄海 1			●	
	2			●	
	3	●			
	4	●			
	川内 1	●			
2	●				
合計		10	7	24	16

コロナの現況(第8波に突入か)

大阪府の新規感染者と1週間平均(8/1から)



大阪府のコロナの状況は上図です。8月下旬頃から減少に転じた第7波は、10月上旬をボトムにじわじわと増加に転じています。新種の「BQ.1.1」の増加も懸念されており、第8波への突入が懸念されます。

ふるさと納税の現況

批判も多く見られますふるさと納税制度ですが、和泉市の収支は下表の通りです。当市への寄付が増え、なんとか黒字を確保しています。

(百万円)

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
当市への寄付	1,708.2	196.1	524.7	858.7
他市への寄付に伴う市税還付	▲ 325.7	▲ 361.3	▲ 443.6	▲ 540.4
返礼品費用	▲ 1,059.4	▲ 84.3	▲ 228.4	▲ 256.1
損益	323.1	▲ 249.5	▲ 147.4	62.3
地方交付税措置	244.3	271.0	332.7	405.3
実質損益	567.4	21.5	185.4	467.6

昌子の日記&予定

- 12/1 都市環境委員会傍聴 12/2 総務企画委員会
- 12/3 万葉講座 12/6 議運傍聴
- 12/12~13 一般質問 12/5 本会議、こども食堂
- 12/16 和泉中央駅会報配布、サポート館打合せ
- 12/17 緑ヶ丘小学校美化清掃
- 12/19 和泉中央駅会報配布、
- 12/21 和泉府中駅会報配布
- 12/22 和泉府中駅会報配布
- 12/27 北信太駅会報配布、都市環境審議会

《事務所行事》いずれも小林昌子事務所
 連絡先 自宅 TEL 0725-54-2626
 事務所 TEL 0725-53-4451
 (事務所 緑ヶ丘1-3-15)
 パソコン講座(コロナ収束迄休講中です)
 ・第2、第4週の火曜 10時~12時、
 同じく 木曜 14時~16時
 市政相談会(事前にご連絡下さい)
 ・第2、4水曜日 20:00~21:30

オンブズ活動を振り返る第2弾 今回は土地開発公社（実質和泉市）が大阪府の依頼で先行取得した土地に関する住民訴訟で、杜撰な事務処理で多額の損失を被った事件です。結果は敗訴ですが大きな問題提起ができました。

6億円の評価損をかかえる文化財保護事業用地について住民訴訟(当時の記事から)



単位千円				
取得価格	期間利息	帳簿価格	実勢価格	損失
841,029	55,026	896,055	313,609	-582,446

大阪府と交わした確認書では、買上時期は遅くともH12年度末とされています。それをとくに過ぎているのに買い上げないことは不当であるとして、市長に対し早期に売却することを求めて住民監査請求をおこしました。売却が遅れば遅れるほど、土地の値下がりや金利負担で和泉市の損失が増えてしまいます。

住民監査請求とは？
住民が自分の住む自治体の長や職員による違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得や契約の締結、公金の賦課・徴収を怠る事実などがあると認めるとき、これらを証明する書類を添えて、監査委員に監査を求め、その行為の防止や是正、損害補填などの必要な措置を求めるものです。

昌子のちょっと一言

この土地は大阪府に代わって、和泉市が先行取得したとされていますが、大阪府とのやりとりが極めて不透明で、その結果買上などの処理が遅れているものです。和泉市の姿勢は府に対する種々のひげめとも見られますが、主張すべきは堂々と主張すべきと考えます。

先行取得した文化財保護用地とは



池上曾根遺跡の南側で、弥生文化博物館横の空地。
平成9年3月に面積 4469.4㎡ 単価 187千円/㎡ 総額 836百万円で和泉市土地開発公社が取得。
平成12年の大阪府の買い上げ予定が実行されず、現在バス駐車場に利用。

	時価(千円)
和泉市保有 弥生文化博物館隣接地	284,500
大阪府保有 ①横山高校跡地(*)	98,700
②温水プール用地	187,100
計	285,800

(*)建物撤去費控除後

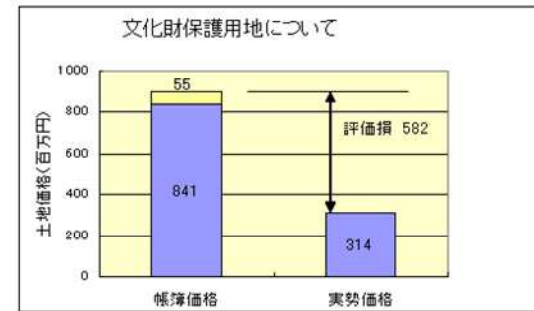
結局この土地はどうなったか

和泉市はこの土地を所有していても意味が無いので大阪府と交渉した結果、府の土地と等価交換しました。横山高校跡地は現在スポーツ施設が建設されています。大きな代償を払った土地です。

文化財保護用地の先行取得問題とは

大阪府に代わって8億円もの巨費を投じて和泉市の土地開発公社が問題の土地を取得しました。しかし約束した期日を過ぎていても拘わらず、大阪府は財政上の理由でこれを一向に買い戻す気がなく、地価の値下がり約6億円の損失を抱えているものです。

大阪府とのやりとりは全て口約束で、関連書類は一切無いと和泉市と大阪府が言っていましたが、その確認書が突然見つかったり、買い戻し条件が簿価で買い戻して貰うといったのが、時価での買い戻しとなっていたりと、極めて不透明な土地取得です。大阪府の買戻しを約した確認書は、確認書の署名が不十分で単なる紳士協定であると、裁判所が判断したため、この訴訟は敗訴の結果となりました。



<この問題の経緯>

● H8	H8年度予算に土地買い上げに伴う債務負担行為を予算計上
● H8.3	大阪府と確認書締結
● H9.3	土地開発公社当該土地購入
● H12	大阪府の買い上げ時期が到来したが買い上げは実行されず
● H12以降	大阪府に買い上げ要望 大阪府は財源問題でこれを拒否 駐車場として利用
● H16.6	当該土地について一般質問 大阪府との土地取引は全て口約束 買い上げ価格は帳簿価格と 答弁
● H17.6	土地開発公社の決算審議で質問 その折も確認書の存在は答弁なし
● H17.7	大阪府に当該土地取引に関する和泉市との協議内容を情報公開請求
● H17.8.2	確認書の存在を認める 買い上げ価格は実勢価格と判明
● H18.5.25	住民監査請求

抱える問題は3点

①なぜ損失覚悟で大阪府に代わって取得したのか？

確認書を交わした平成8年当時は毎年20%近くも地価が下がっており、実勢価格での買上となると、和泉市が大きな損失をかぶる可能性が高かった。大阪市の事業用地を何故この様なリスクを犯して取得したのか。

②当時の市長他関係者の責任

確認書の存在を失念し、帳簿価格での買上と勝手に認識し、大阪府に強く買上を迫らなかった結果、和泉市に巨額の損失を与えた。

③確認書の発見後の府への対応

確認書発見後の和泉市の大阪府への対応は従前と変わらず。府の対応も変化が無い。

昌子のちょっと一言

この土地を本当に取得しないといけなかったのかも大きな疑問点です。この土地が住宅地として開発される計画があるとして、これを阻止するため先行取得したと言っていますが、毎年20%近くも土地が値下がりする状況で民間業者が住宅地として取得するでしょうか。少し待てばもっと安い値段で買えるわけですから。更にこの土地の周辺は出土品など多く発見されていることから、開発に当たっては調査に時間と費用を要し簡単には住宅地に出来ない特殊事情もあります。

監査請求を伝える各紙

